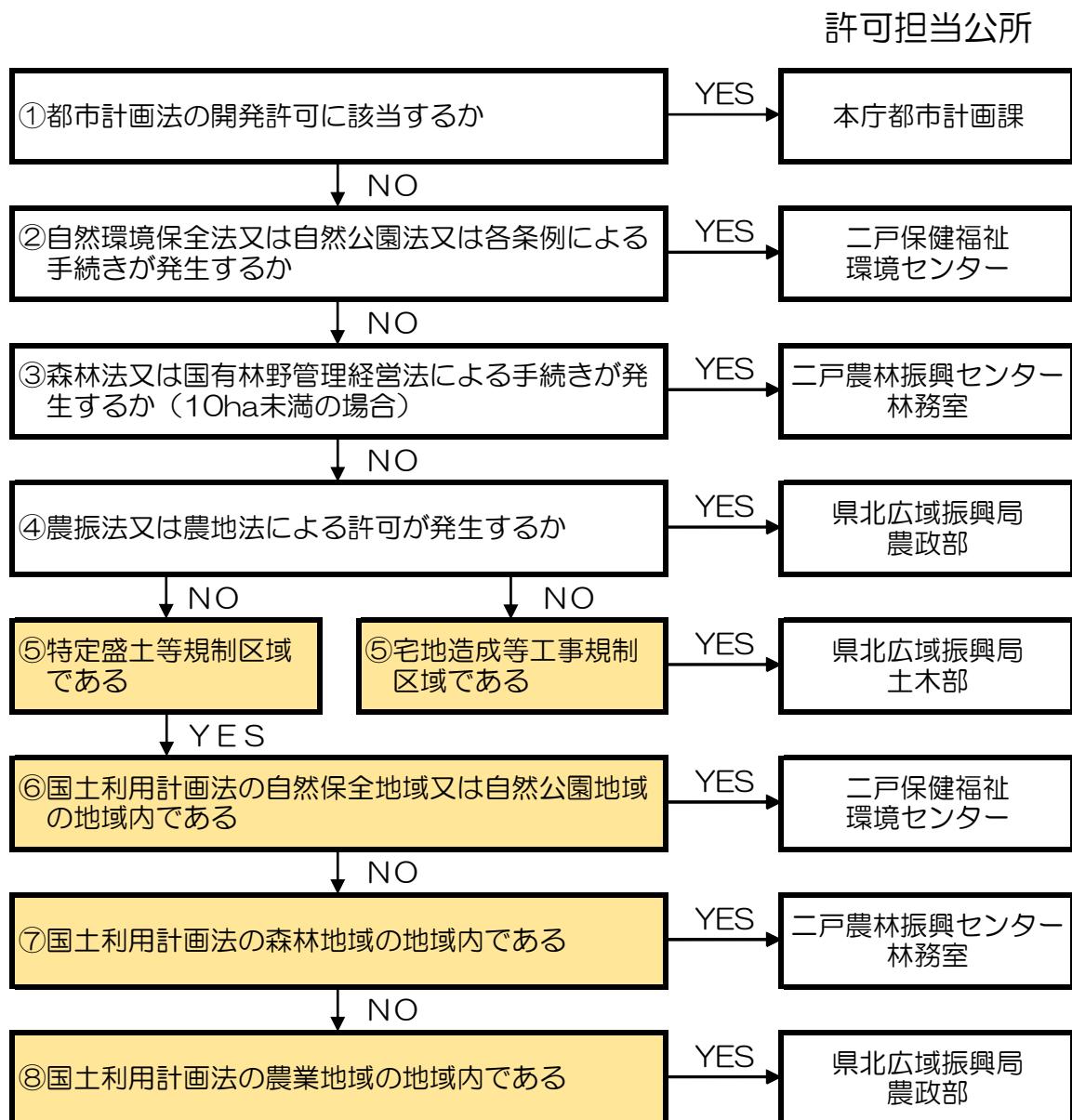


盛土規制法許可担当公所判定フロー（二戸市・一戸町・軽米町・九戸村の場合）



※⑤～⑧の区分は、いわて盛土情報システムの地図上で判定できます。

※複数の市町村にまたがる場合又は大規模な場合は、別途調整が必要となります。

※都市計画法第29条の開発許可があった場合、盛土規制法の許可があったものみなされます。

【許可担当公所連絡先】

- ・県北広域振興局土木部 0194-66-9687
- ・県北広域振興局農政部 0194-53-4983
- ・二戸農林振興センター林務室 0195-26-8023
- ・二戸保健福祉環境センター 0195-23-9219
- ・本庁都市計画課 019-629-5888